

インド債券ファンド（毎月分配型）



第89期決算および分配金の引下げについて

平素は「インド債券ファンド（毎月分配型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドは第89期決算（2019年10月28日）において分配金の引下げを決定しました。つきましては、分配金の引下げの理由等についてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

- 当ファンドは、毎月決算を行い継続的に分配を行うことを目指しています。2018年10月26日以降は、毎月70円の分配（1万口当たり、税引前）を継続してきました。
- 当期（第89期：2019年10月28日）決算において、基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的に分配を行うことを目指し、当期の分配金（1万口当たり、税引前）を40円に引き下げることをいたしました。

決算期	第1～86期	第87期	第88期	第89期	設定来累計
	-	2019年8月26日	2019年9月26日	2019年10月28日	10月28日まで
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,600円 (106.0%)	70円 (1.4%)	70円 (1.4%)	40円 (0.8%)	10,780円 (107.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	74.4%	-4.3%	1.8%	2.0%	73.3%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～86期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

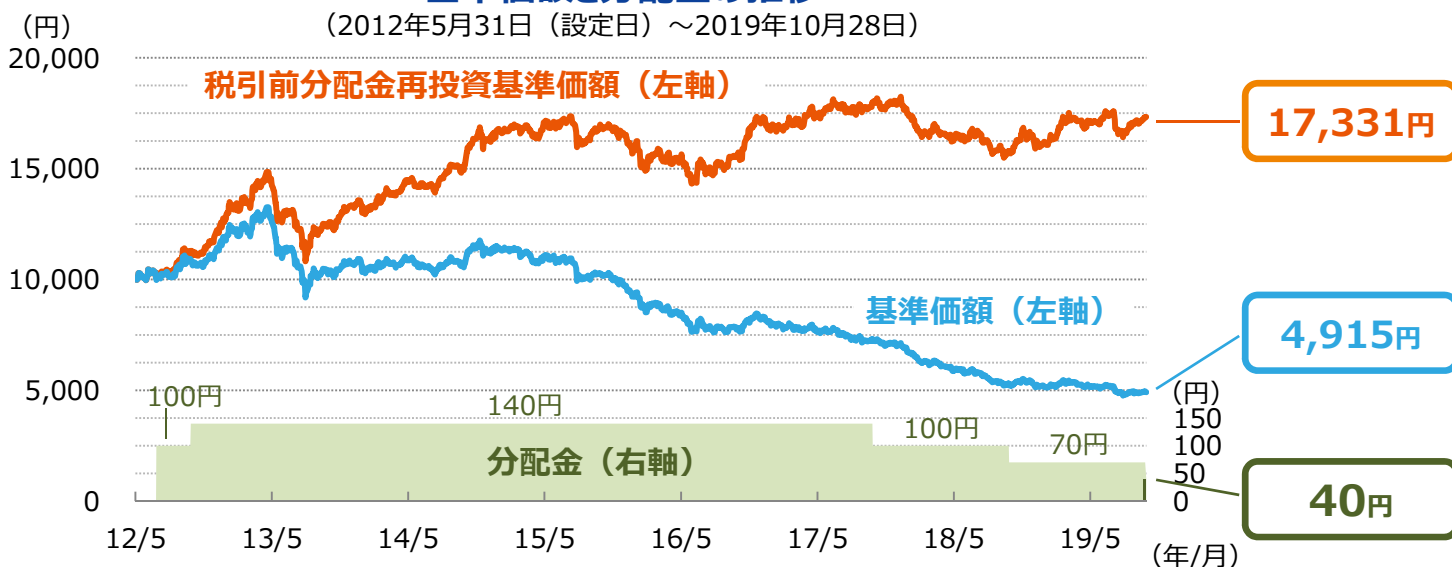
(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～86期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と分配金の推移

(2012年5月31日（設定日）～2019年10月28日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。分配金は、1万口当たり税引前。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金がかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

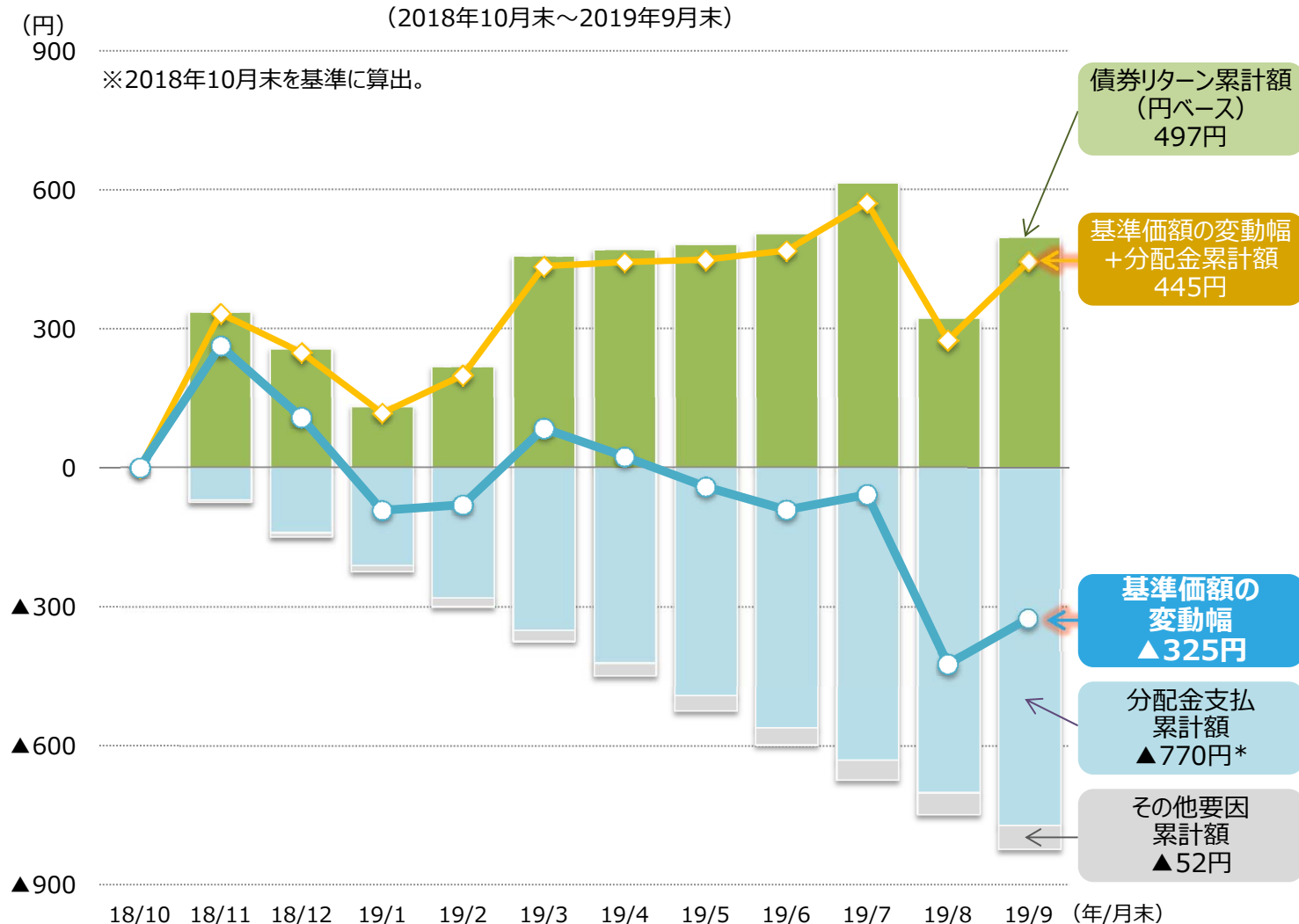
基準価額の下落を考慮し分配金の引下げを決定

- 当ファンドは継続的に分配を行うことを目指し、2018年10月に分配金を前月の100円から70円へ引き下げました。
- 2018年11月以降、基準価額は安定的に推移していましたが、2019年8月に入ると対円でのインドルピー安が進んだことから基準価額は下落し、2018年10月対比の変動幅は大きくマイナス*となりました。
- 当期（第89期：2019年10月28日）決算では、この下落後の基準価額水準を考慮し、今後も継続的に分配を行うことを目指して、**分配金（1万口当たり、税引前）を前月の70円から40円に引き下げることにしました。**

* 債券リターンの累計額（円ベース）はプラスであり、分配金累計額のマイナスの影響を除いた基準価額の変動幅（基準価額変動幅（▲325円）+分配金累計額（770円））はプラス（445円）を維持しています。

基準価額の変動要因等の推移（累計額ベース）

（2018年10月末～2019年9月末）



* 分配金の支払いは基準価額の下落要因となるため、グラフ中では分配金累計額を分配金支払累計額とし、その額をマイナスで表示しています。

（注1） 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。分配金は1万口当たり、税引前。

（注2） 変動要因は当該期間の基準価額の変動額を主要因に分解したもので、概算値です。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

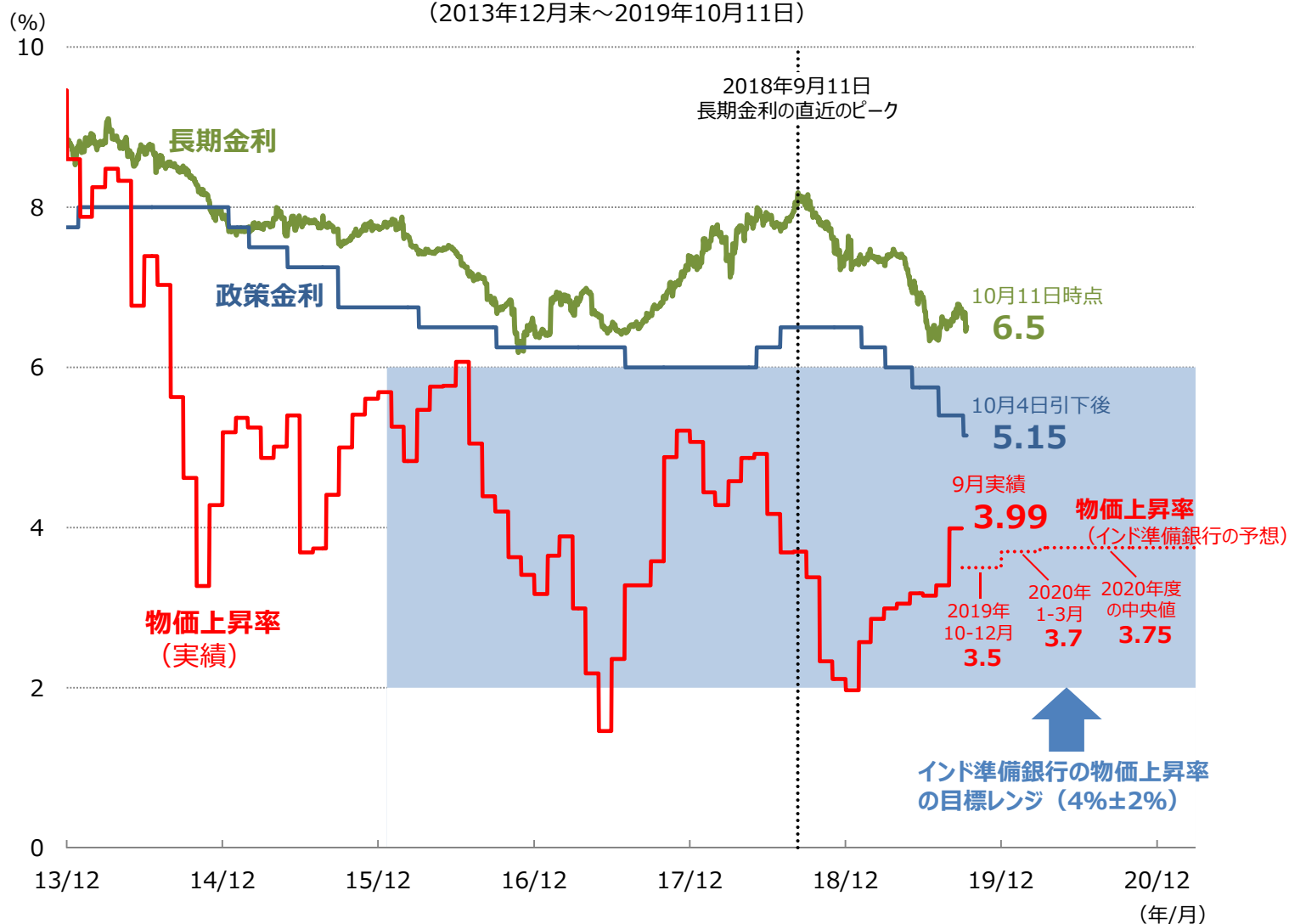
※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

インド債券の推移と今後の見通し

- 2018年9月11日をピークに、インド債券は利回りの低下傾向が続いており、債券価格は堅調な推移が続いています。
- 特に、インド準備銀行が政策金利の引下げを開始した2019年2月以降は一段と利回りが低下しています。
- インド準備銀行は2020年度も物価の安定を予想しており、2019年10月4日の金融政策委員会で5会合連続となる利下げを行いました。
- インド債券の利回りは、物価の安定や世界的な金融緩和の進展を背景に、安定的な推移が予想されます。一方、インドの経済の減速が続いた場合や、世界的な金融緩和等により海外金利が一段と低下した場合には、利回りがさらに低下（価格はさらに上昇）する可能性も考えられます。

インドの金利と物価上昇率の推移

(2013年12月末～2019年10月11日)



(注) 長期金利は10年国債の最終利回り、政策金利はレポレート、物価上昇率は消費者物価指数上昇率（前年同月比）。

(出所) インド準備銀行、Bloombergのデータを基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績および将来の予想、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

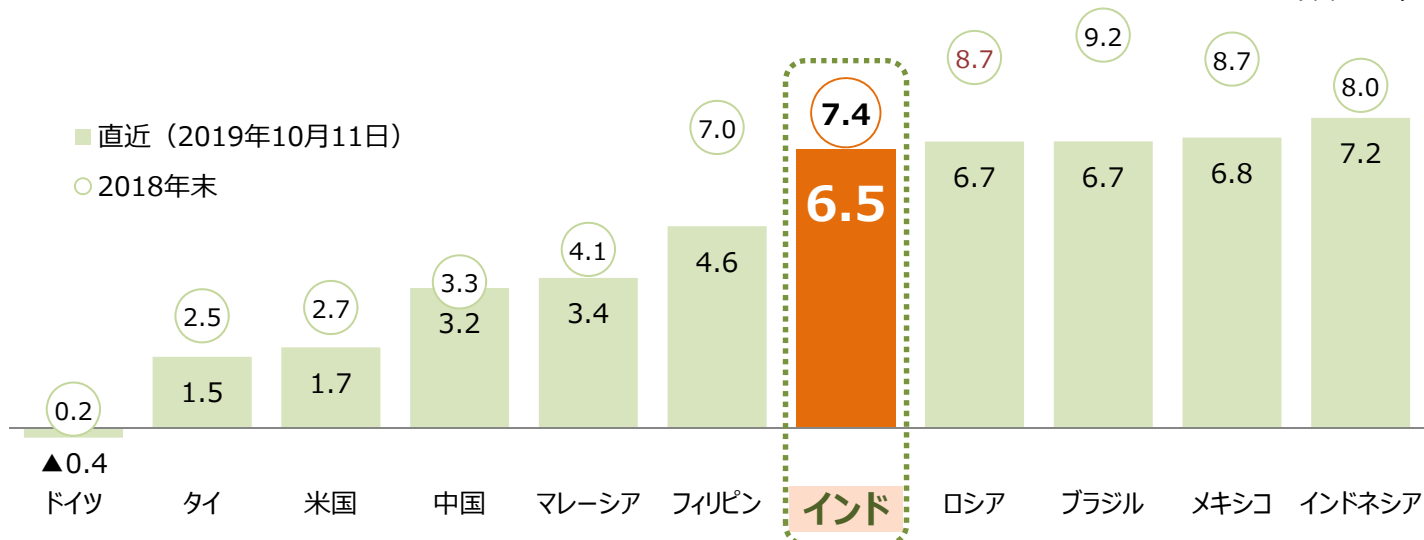
（ご参考）魅力的な利回り水準が続くインド債券

- 2019年10月11日時点のインド国債の利回りは、2018年末の7.4%から0.9%低下し6.5%となっています。
- ただし、インドと同様に多くの国で債券利回りが低下しており、インド債券の利回りは相対的に高く、魅力的です。

世界各国の10年国債利回り

（2018年末と直近（2019年10月11日））

（単位：％）



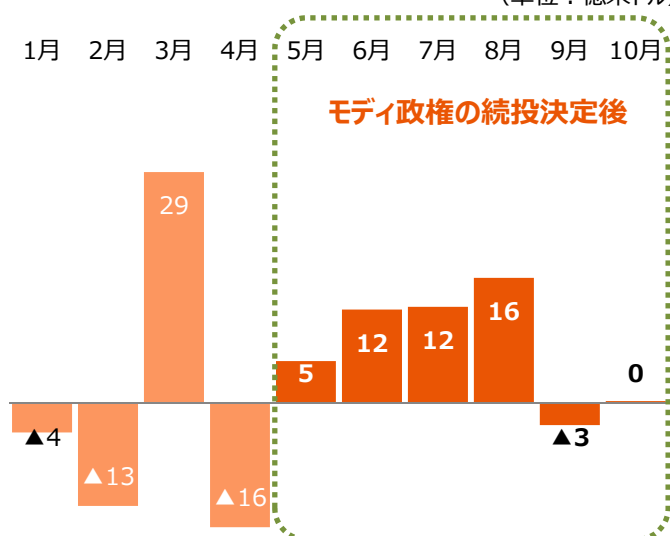
（ご参考）モディ政権の続投決定後、外国投資家はインド債券を買い越し

- 外国投資家は、モディ政権続投の可否を問うインド総選挙（2019年4～5月実施）への不透明感から昨年（2018年）から2019年4月までは、インド債券投資に慎重な姿勢を見せていました。
- ただし、モディ政権の続投が決まった2019年5月以降は4ヵ月連続で買い越しが続き、10月11日時点では2019年の年間でみても買い越しとなっています。
- モディ政権誕生後の2014年～2015年と同様に、政権への期待から、外国投資家のインド債券の買い越しが継続するとみています。

外国投資家のインド債券純投資額（月次）

（2019年1～10月、10月は11日まで）

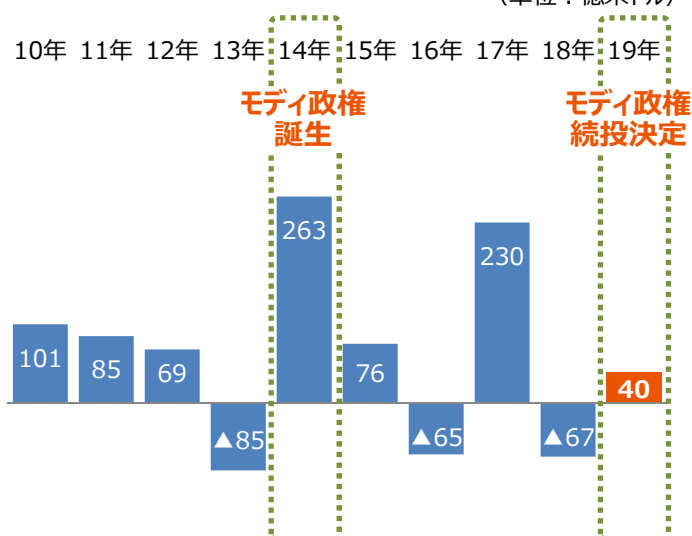
（単位：億米ドル）



外国投資家のインド債券純投資額（年次）

（2010年～2019年、2019年は10月11日まで）

（単位：億米ドル）



（注）10年国債の利回りは最終利回りベース。

（出所） Bloombergのデータを基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

- 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。
 - インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
 - 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
 - インドルピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※インド国内のインドルピー建て債券への投資は、投資ライセンスおよび投資枠の関係で大幅に制限される場合があります。
- 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。
 - 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の投資助言を受けます。
 - 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。
- 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。
 - 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
 - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。
- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引（NDF等）を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣後する可能性があります。
- インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII（Foreign Institutional Investors）制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。この入札等の状況によっては、必要な投資枠を取得できない場合があることから、インドルピー建て債券への投資割合が低くなる可能性があります。
- インドルピー建て債券への投資においては、保有期間の違いにより異なる料率のキャピタル・ゲイン税等が課されます。
- FII制度および税制は、今後、変更される場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

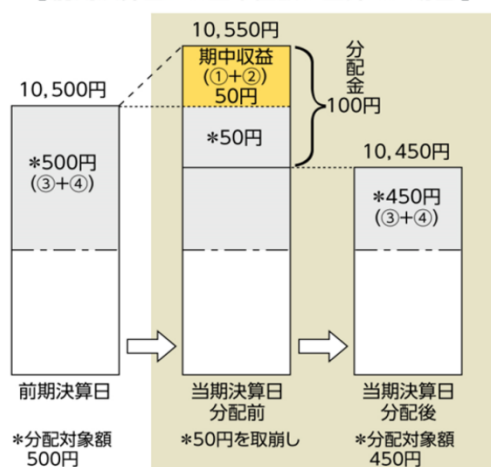
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



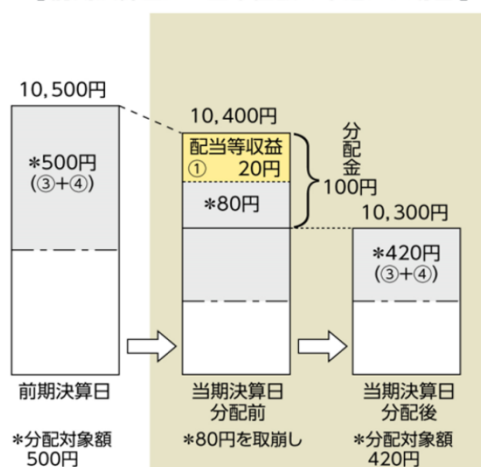
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

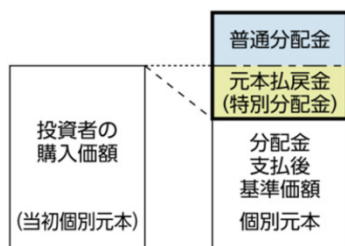


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

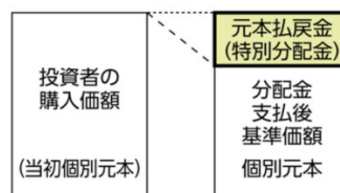
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2012年5月31日から2022年5月26日まで

決算日

毎月26日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

インド（ムンバイ）、モーリシャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.85%（税抜き3.50%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.10%（税抜き1.00%）の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年1.74%（税抜き1.64%）程度となります。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ ： https://www.smd-am.co.jp フリーダイヤル ： 0120-88-2976 〔受付時間〕午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社りそな銀行
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○		○			
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○			○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○					
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○					
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号	○					
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号	○					
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○					
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○					
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号	○					
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第18号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第19号	○					

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年10月28日

